

2章

貸金業界を取り巻く環境・ 貸金業法改正について

1 業界の沿革

1 消費者金融業界

①黎明期

1) 質屋の衰退～勤め人信用貸しの始まり

戦前戦後の庶民金融の代表といえば「質屋」であったが、工業生産が活発化し、大量生産・大量消費時代が到来した1960年代、質草（担保）の価値が下落、質流れが続出したこともあり、多くの質屋が廃業に追い込まれた。

消費者金融業が誕生したのも同じく1960年代であり、大阪では「勤め人信用貸し」や「団地金融」などの名称で、質屋のように担保をとらずに、「無担保・無保証」で「即時に融資」という新しいスタイルが評判を集めた。

2) 利用者層

初期の時代の消費者金融利用者は、一部上場会社のエリートサラリーマンであった。定期的な収入があり、企業に一定年数勤務しているサラリーマンは、返済能力が高いと判断された。日本経済の順調な成長に伴い、消費社会が進行し、サラリーマン階層は増大。用途の自由な資金ニーズは増加し、消費者金融市場は、販売信用市場と同時並行的に発達した。

3) レンダースエクスチェンジの設立

消費者金融の利用者が急増するなかで、複数の会社から借入れをして、返済不能になる利用者も増加した。経営者は貸倒れを防ぐため、お互いに顧客情報を交換して、与信審査の参考にする仕組みを作ることを目的として、1972年、全国初の信用情報交換所である㈱レンダースエクスチェンジを設立した。

②競争激化と社会批判の増加

1) 外資系ノンバンクの参入

1977年にアブコ・ファイナンス、1978年にアイク信販、ジャパン・ハワイ・ファイナンス、ハウスホールド、ベネフィシャルなど、10社以上の外資系企業が日本の消費者金融市場に参入。外資系ノンバンクは国内企業に比べ低金利での貸付けを実行し市場競争が激化した。

2) サラ金批判キャンペーン

市場の拡大に伴い、業者数が増加し、競争が激化するなかで、一部の悪質業者による「過剰貸付け・高金利・過酷な取立て」が社会問題化した。1978年頃からマスメディアによる「サラ金批判キャンペーン」が始まり、業界の社会的イメージが悪化する

ることとなった。

3) 貸金業二法の成立

1978年6月に、共産党が「小口消費者金融法」(案)を発表。同年8月には法務省が「貸金業の実態調査結果」を、9月には社会党が「出資法改正・貸金業法大綱案」を発表するなど、法規制に向けた動きが活発化。1979年5月には、自民・社会・公明・共産の各党が共同で、議員立法の形で「貸金業法案」を国会に提出。1983年4月「貸金業の規制等に関する法律」(貸金業規制法)と「改正出資法」が成立し、同年11月に施行。改正出資法により、貸付上限金利は、年109.5%から年73.0%に引き下げられた。

4) 貸金業二法成立後の環境悪化

1983年の貸金業二法の施行をきっかけとし、貸金業界は冬の時代へと突入した。法律施行翌年の1984年には準大手であったヤタガイ、エサカの倒産をはじめ、多くの業者が経営危機に見舞われ、1983年には約23万社あった貸金業者が、1984年には約3万社に激減した。

③新しい時代の貸金業

1) 自動契約機の登場

1993年、初めて自動契約機が導入され、1995年頃から大手各社が積極的に設置を進めた。誰にも会わずに申込みができる点が受け、これまで消費者金融の利用経験がなかった潜在顧客の掘り起こしに成功し、利用者数は爆発的に増加した。

2) 株式公開

1983年の貸金業規正法の施行以降、経営の合理化と経営基盤の強化に取り組んできた大手各社は、90年代当初の利用者増を受けて、業績を順調に伸ばし、株式公開に踏み切った。1993年にはプロミス、三

洋信販、アコムが、96年には武富士、97年にはアイフルが株式の店頭公開を行った。

3) 法制度の整備

2000年6月、出資法の定める貸付上限金利引下げと同時に、個人再生手続きや消費者契約法、サービサー法など、消費者金融各社に関連深い新たな法制度が制定された。

4) 業務提携・資本提携の動き

1990年代後半以降、業界の強みである、個人の与信判断を土台とし、金融総合企業として、クレジットカード業務や債権回収業務、小口ローン保証業務、銀行大手との消費者ローン合併会社の設立など事業多角化の動きが活発化した。

1998年、アコムはマスターカードの発行権利を取得し、1999年からマスターカードの発行を開始した。アイフル、武富士もマスターカード発行権を取得し、マスターカードの発行を開始した。

銀行との提携により、事業領域や顧客層の拡大を図る動きが活発化しており、2004年3月、アコムは三菱東京フィナンシャル・グループと業務・資本提携。またプロミスも2004年6月に、三井住友フィナンシャルグループと業務・資本提携し、関連会社となった。

④近年の消費者金融業界

1) ヤミ金融対策法の成立

2000年に年29.2%に引き下げられた出資法の上限金利は、2003年7月に成立した「ヤミ金融対策法(貸金業規制法及び出資法の一部改正法)」の附則第12条により、法施行後3年を目処に貸金業制度及び出資法の上限金利の見直しが行われることとなった。

2) 貸金業法改正に向けた流れ

ヤミ金融対策法により、2007年を目処とした貸金業規制法および出資法見直しに向け、2005年金融庁において「貸金業制度等に関する懇談会」が開始された。2006年4月に中間整理が提示され、金利に関しては「利息制限法の上限金利水準に向け、引き下げる方向で検討することが望ましい」との意見が委員の大勢であった。」とされた。

2006年10月、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」が決定され、関連法案の改正案に関する国会審議が開始された。2006年11月、同改正案は原案通り衆議院で可決され、12月参議院本会議にて可決・成立し12月20日に公布された。

3) 利息返還請求の急増

2006年1月、最高裁判所により、「みなし弁済を実質的に無効と判断する」との判決が出された。これを受け、利息制限法の制限を超えて支払った利息を利息制限法金利で再計算し、その差額の返還を求める訴えが急増した。

2006年10月、日本公認会計士協会が公表した「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」に基づき、消費者金融会社・信販会社等は、今後3年間から6年間に発生する利息返還請求に起因する利息返還金と、貸付金元本放棄額をあわせた利息返還損失引当金を、2006年度に一括して計上することとなり、2007年3月期の決算では大幅な赤字に転落する会社が相次いだ。

2 事業者金融業界

①商工ローンの誕生と発展

1) 商工ローンの誕生

事業者向け金融には、不動産担保融資、動産担保融資、手形割引等が存在していたが、いわゆる「商工ローン」が登場したのは、事業者向け金融において手形割引が主流であった1970年頃である。

2) バブル崩壊

バブル経済崩壊後、銀行からの貸し渋りを受けた中小・零細企業の資金ニーズを満たす形で、無担保融資（連帯保証人付き）を行う商工ローンは急激に業績を伸ばした。事業者にとっては、手軽にスピーディに借り入れられるというメリットがあった。貸金業者にとっても小口にリスク分散が可能であり、保証人からの回収も可能であることから市場は拡大した。

②商工ローン問題

1) 商工ローン問題

1999年、一部商工ローン業者による過剰貸付け、根保証制度に関する不十分な説明、債務者本人のみならず連帯保証人に対する過酷な取立てなどの問題が表面化し、社会的批判が高まった。「商工ローン問題」は商品自体の問題ではなく、その営業や業務のあり方が問題視されたものである。

2) 法定上限金利の引下げと保証人保護

商工ローン問題に端を発し、1999年の臨時国会にて「出資法・貸金業規制法の一部改正」が成立し、2000年より施行されることとなった。これにより出資法の定める貸付上限金利はそれまでの年40.004%から、年29.2%に引き下げられることとなった。また保証人に対する保護強化を目的とし、①保証人への書面交付の義務付け、②貸付利率の明確化、③取立行為への規制

強化、④罰則の強化が盛り込まれた。

③近年の事業者金融業界

1) 貸付上限金利引下げ後の市場環境の悪化

「出資法・貸金業規制法の一部改正」に伴う貸付上限金利の引下げにより利益率が悪化するなどし、2000年以降事業者金融業界を取り巻く環境は急速に悪化することとなった。またバブル崩壊後の景気の長期低迷や不良債権処理も事業環境を圧迫する要因となった。

2) 与信の厳格化、債権内容の入れ替え

市場環境の悪化に対して、業界ではシステム化の促進、有人店舗の統廃合、コールセンターの設置などの効率化を推進した。同時に商品ラインナップも担保付き商品の開発や目的別商品の開発などの多商品化により潜在顧客の掘り起こしを行い債権内容の良質化を図りながら新規顧客獲得を促進した。

3) 貸金業法改正の影響

主要顧客である中小・零細企業の信用力が事業主である個人の信用力と連動している場合が多いために、貸金業法改正による消費者金融業界の混乱の影響を少なからず受けるものと考えられる。

③ クレジットカード・信販業界

①黎明期

1) 販売信用事業の始まり

我が国の販売信用事業は、1951年の日本信用販売（現三菱UFJニコス）の設立が起源とされている。掛け売りの手段としてクーポン券（チケット）を発行する手法が、戦後の高度経済成長の中で、家庭電化製品やミシンなどの耐久消費財の購入意欲の高まりに後押しされ普及した。

緑屋（現クレディセゾン）、丸井、デパ

ート信用販売（現ジャックス）、大阪信用販売（現アプラス）などが1950年代に相次いで設立され、この市場で事業展開を行った。

2) クレジットカード事業の始まり

現在のクレジットカードの事業形式である「加盟店」「カード会社」「利用者」の三者間契約を始めて明確にしたのは、1960年に設立された日本ダイナースクラブ（現シティカードジャパン）とされている。信販会社などでは取引に印鑑が必要だったが、ダイナースクラブではサインだけで取引が可能であった。

3) 銀行系カード会社の設立

1961年、日本クレジットビューロー（現ジェーシービー）が旧三和銀行と日本信販（現三菱UFJニコス）の共同出資で設立され、1967年にはダイヤモンドクレジット（現三菱UFJニコス）、住友クレジットサービス（現三井住友カード）、1968年には、ミリオンカードサービス（現三菱UFJニコス）、1969年にユニオンクレジット（現ユーシーカード）が各々設立された。

4) 百貨店カードの発行

1960年、西武百貨店によるハウスカード「西武カスタマーズカード」の発行を皮切りに、1962年に東武百貨店、小田急百貨店と松屋が、1963年に伊勢丹、松坂屋が、1964年に京王百貨店、近鉄百貨店が各々ハウスカードを相次いで発行した。

②国際化の流れ

1) 海外専用カードの発行

当初、海外でも利用可能な専用カードを発行したのは日本ダイナースクラブのみであったが、1967年、ジェーシービーがアメックスと提携しJCBカード会員に1ヵ月の有効期間のあるアメックス海外専用カ

ードの発行を開始して以来、海外でも利用可能なカード発行が本格化した。

1968年、住友クレジットがバンカメ리카ード(現VISA)の海外専用カードを、1970年代には、DCカード、ミリオンカード、日本信販、オリエントファイナンス(現オリエントコーポレーション)など、銀行系クレジットカード会社や信販会社が相次いで、アメリカのインターバンクカード協会(現MasterCard)と提携し、それぞれ海外専用MasterCardを発行。これによりクレジットカード業界の国際化が始まった。

2) 国内外共通で使えるカード

1978年、日本ダイナースクラブが、国内でも海外でも1枚で使えるインターナショナルカードを発行。1980年になると住友クレジットがVISAと相互乗り入れ提携を開始し、国内外共通の住友VISAカードを発行した。さらに1980年にアメックスが、年会費1万円の国内外共通「ゴールドカード」を発行、また、UC、DC、ミリオンカードの3社は、共通ロゴを入れたMasterCardを相次いで発行した。

3) デュアル発行

1987年、日本信販はVISA、MasterCardの2大ブランドの国内外共通カードを発行する「デュアル発行」を国内で初めて行った。流通系のクレディセゾン、ダイエーオーエムシー(現オーエムシーカード)もVISAとMasterCard提携により、両ブランドのデュアル発行を開始した。オリエントコーポレーションは業界に先んじて1988年の日本ダイナースクラブとの提携を手始めに、UC/VISA、UC/MasterCard、および、JCBのメジャーブランドのカードを発行する体制を国内で整えた。

③銀行系クレジットカード会社の再編

1) 銀行系カード会社の再編

メガバンクが3大グループへと統合されたことに伴い、銀行系カード会社の再編の動きが活発化した。2001年にはさくらカード株式会社のUCカード事業を継承し、住友クレジットサービスが「三井住友カード」となり、2002年、旧UFJ銀行系のミリオンカードサービスとフィナンシャルワンカードが合併し「UFJカード」が誕生した。また、同年、みずほフィナンシャルグループの事業統合により、新生「UCカード」がスタートした。

2) ICカード化の推進

1999年、マイカルカード(現ポケットカード)がICカードの本格発行を開始後、クレジットカード業界は、2002年から、不正防止の対策として、新規発行分からICカード化を本格化した。2003年には銀行系カードだけではなく、信販系、流通系カード各社も相次いで発行を始めた。

3) 携帯電話によるクレジットカード決済

2005年、携帯電話会社であるNTTドコモが新たなクレジットカードブランド「iD」を立ち上げ、2005年12月、「三井住友カードiD」が発行された。2006年、NTTドコモも独自のクレジットカードサービス「DCMX」を開始。iDブランドのクレジットカードは「おサイフケータイ」に対応しており、携帯電話によるクレジット決済が開始された。

またJCB、トヨタファイナンス主導のポストペイサービス「QUICPay」やVISAが提供しているポストペイサービスVISA TOUCHがおサイフケータイ対応するなど、おサイフケータイを利用するクレジットカード決済が続々登場した。

2 貸金業界を取り巻く環境

貸金業とは、「金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法による金銭の交付、または当該方法による金銭の授受の媒介を含む）を業として行うもの」と定義されており、国や地方公共団体が行う貸付けや、他の法律に特別の規定のあるもの（銀行など）が行う貸付け等とは区別される（貸金業法第2条）。

貸金業は、個人（消費者）や中小事業者の資金需要に応じて発展してきたが、近年の環境変化により、大きな転換を迫られている。

2000（平成12）年6月に施行された出資法および貸金業規制法の一部改正に伴う貸出上限金利の引下げである。1999年のいわゆる「商工ローン問題」では、業者による債務者および連帯保証人への厳しい取立てが大々的に報じられた。臨時国会における論議では、この問題が貸金業界全体の営業や業務内容に波及し、過剰貸付けや高金利が背景にあるとされた。さらに、違法業者（ヤミ金融）による被害の急増も社会問題化しており、過酷な取立てや高金利への対策が必要であるとの意見が多数を占め、規制の強化とあわせて出資法上限金利は年40.004%から29.2%に引き下げられた。

2000年代に入ると、自己破産申請件数が増加した。2000年4月には民事再生法が施行され、債務者の再建を図る新たな道も拓かれたが、2000年10月からの弁護士広告解禁や、その後の司法書士の債務整理等の業務範囲の拡張などが、民事再生手続きよりも簡便な自己破産の増加に拍車

をかけ、2003（平成15）年には24万件とピークに達した。

また、「利息返還請求」も増加し、マスクミが大きく取り上げることになった。背景には、2004（平成16）年の最高裁判決（貸金業規制法第43条の厳格解釈）がある。

2006（平成18）年1月13日、43条すなわち「みなし弁済」を否定する最高裁判決が下されると、利息返還請求のさらなる増加とともに、金融機関からの資金調達も厳しさを増し、倒産・廃業を余儀なくされる貸金業者が相次いだ（消費者金融專業大手各社も、利息返還請求による損失引当のため業績を下方修正）。その結果、登録貸金業者数は激減し、貸出残高も大きく減少している。

これらは、利用者側である資金需要者にも影響を与えることが予想されることから、今後は貸金業者と資金需要者の相互信頼に基づいた、健全な市場の創造と発展が求められている。

3

貸金業法改正の経緯

1 経緯

①貸金業規制法の公布・施行

「貸金業法(貸金業の規制等に関する法律)」は、「貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」を目的に、1983(昭和58)年5月13日に公布、同年11月1日に施行された(昭和58年法律第32号)。

②平成15年改正

当時社会問題化していた悪質な違法業者(「ヤミ金融」)の取締りを目的に、2003(平成15)年8月1日規制を強化した「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第136号、通称「ヤミ金融対策法」)が成立、翌年1月1日より施行された。

③平成18年改正

2006(平成18)年の改正については、

- 1) 上記②の平成15年改正の附則において「施行後3年を目途として必要な見直しを行う」とされていた。
- 2) 近時の最高裁判決において、みなし弁済制度の要件を厳格に解釈すべきとの判断が相次いだ。
- 3) とくに、多重債務問題への対応が急務とされ、いわゆるグレーゾーン金利の廃止などの法律改正が議論されてきた。

という背景があり、2005(平成17)年3

月以降、金融庁において「貸金業制度等に関する懇談会」(座長・吉野直行慶應義塾大学経済学部教授)が開催された。

懇談会では複数の案が提出され、特例金利の導入等々の紆余曲折があったが、2006年4月に「座長としての中間整理」が発表され、この「中間整理」を踏まえた議論を経て、閣議決定がなされ、グレーゾーン金利の廃止等を盛り込んだ内閣提案法案(「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」)が2006年10月31日に第165回臨時国会に提出され、同年12月13日に可決・成立、12月20日に公布された(平成18年法律第115号)。

また、改正貸金業法の成立を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「利息制限法施行令」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」、「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」が、2007(平成19)年11月7日に公布された。

法改正の目的については、同法律案要綱において以下のように記されている。

「多重債務問題の解決の重要性及び貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業の登録の要件の強化、貸金業協会及び貸金業務取扱主任者に係る制度の拡充並びに指定信用情報機関制度の創設を行うとともに、貸金業者による過剰貸付けに係る規制の強化を行うほか、みなし弁済制度の廃止、業として金銭の貸付けを行う者が貸付けを行う場合の上限金利の引下げ、業として行う著しい高金利の罪の創

設、利息とみなされるものの範囲に係る規定の整備等を行うこととする。」

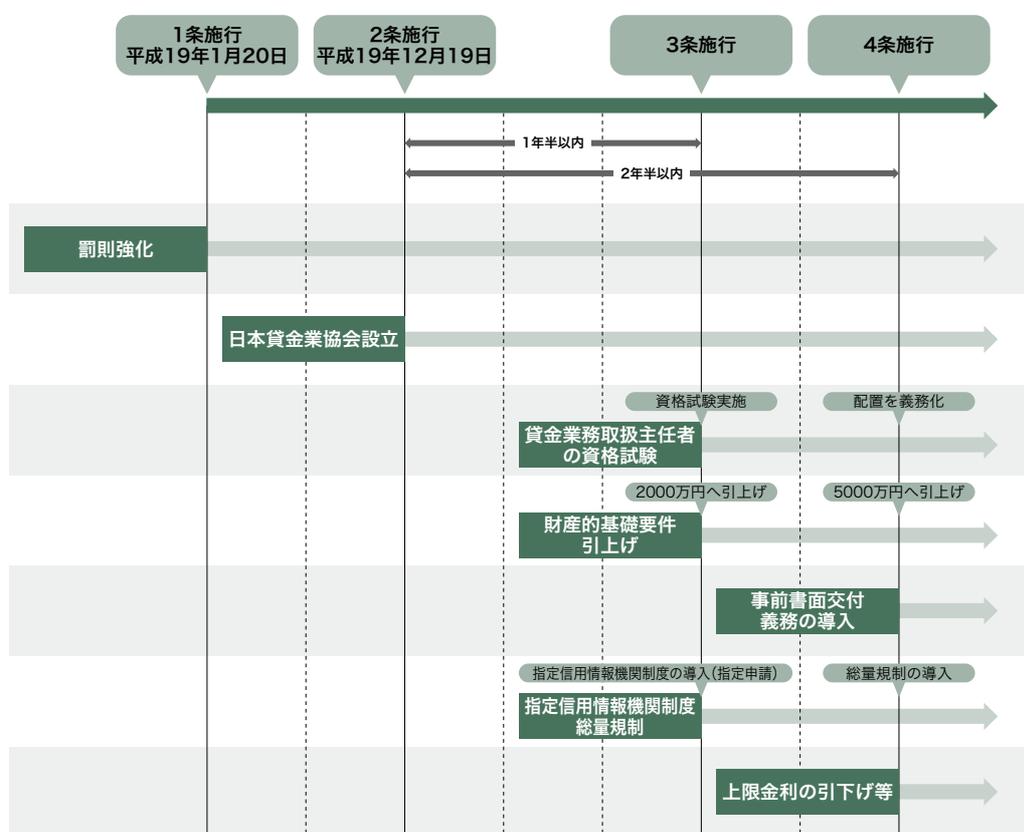
2 改正法の施行スケジュール

改正法は、項目によっては、貸金業者側のシステム対応などのための準備期間を要する。貸し手の体勢が整わなければ、借り手側にもダメージを及ぼすことになりかねない。したがって、改正法は、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」において4段階に分けて施行されるこ

ととされており、その施行スケジュールの概略は図表2-1のようになっている。

なお、2条改正の本体施行日（2007年12月19日）をもって「貸金業の規制等に関する法律」の題名（名称）は、「貸金業法」に改められた。

図表2-1 貸金業法施行スケジュール



4

具体的な改正内容

前述のように、改正法は段階的に施行することとなっている。

また、今回の改正が資金需要者や貸金業者の実態等に影響を及ぼす可能性があることから、施行から2年半以内に、「改正後の実施状況、貸金業者の実態等を勘案し、第4条の規定による改正後の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について」検討するとともに、出資法および利息制限法に基づく金利規制のあり方についても検討を加え、必要な見直しを行うこととしている。さらに、改正法が完全に施行された後にも、貸金業法改正後の規定の実施状況に検討を加え、その結果に応じて所要の見直しを行うこととしている（改正法附則第67条）。

以下、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」に沿って施行されることとなった改正内容を、施行順に説明する。

1 1条改正(2007年1月20日施行)

①無登録営業に対する罰則の強化

無登録営業の罰則を「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」から、「10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金」に引き上げることなどの罰則の引上げ（強化）が行われた（貸金業の規制等に関する法律第47条～第49条、第51条関係）。

②超高金利の貸付けに対する罰則の強化

金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年率109.5%を超える割合による利息の契約をしたとき

は、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科」から、「10年以下の懲役または3,000万円以下の罰金、またはこれを併科」するものとし、この割合を超える割合による利息を受領し、またはその支払いを要求した者も同様とした（出資法第5条第3項関係）。

2 2条改正(2007年12月19日施行)

①法律の名称および目的の改正

「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」と改め、目的規定の冒頭に「貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ」を加えた（貸金業法第1条関係）。

②貸金業者の登録要件の強化

貸金業者の登録拒否要件に、「登録を取り消されてから5年を経過しない者」などの他に、次に掲げるものが加えられた（貸金業法第6条関係）。

- イ 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者
- ロ 他に営む業務が公益に反すると認められる者

③行為規制の強化等

1) 業務運営に関する措置

貸金業者は、その貸金業の業務に関して取得した資金需要者等に関する情報の適正な取扱い、業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行等を確保するための措置を講じなければならないことが明示された（貸金業法第12条の2）。

2) 禁止行為の強化

貸金業者は、その貸金業の業務に関し、次に掲げる行為をしてはならないこととされた（貸金業法第12条の6）。

イ 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、または貸付けの契約の内容のうち重要な事項を告げない行為

ロ 資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

ハ 保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為

ニ 偽りその他不正または著しく不当な行為

3) 生命保険契約締結の制限

貸金業者による借り手の自殺を保険事故とする生命保険の付保が禁止されることとなった（貸金業法第12条の7）。

4) カウンセリング機関の紹介

貸金業者は、資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、資金需要者等に対して、借入れまたは返済に関する相談または助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができることと認められる団体（カウンセリング機関）を紹介するよう努めなければならない（貸金業法第12条の8）。

5) 勧誘に係る規制の強化

誇大広告の禁止に加え、広告や勧誘をするときの禁止事項として、以下のようなことが追加された。

イ 貸金業者は、資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不相当と認めら

れる勧誘を行って資金需要者等の利益の保護に欠け、または欠けることとなるおそれがないように、貸金業の業務を行わなければならない（適合性原則：貸金業法第16条第3項）。

ロ 貸金業者は、貸付けの契約の勧誘を受けた資金需要者等が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続してはならない（再勧誘の禁止：貸金業法第16条第4項）。

6) 生命保険契約に係る同意前の書面の交付

貸金業者が、貸付けの契約の相手方または相手方となろうとする者の死亡によって保険金額の支払いを受けることを定める保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該保険契約の内容を説明する書面を交付しなければならないこととされた（貸金業法第16条の3）。

7) 書面交付に係る規定の整備

保証契約締結前および締結時の書面の交付について、以下のとおり、規定整備がなされた。

イ 連帯保証人について、事前書面及び契約書面に、催告の抗弁権および検索の抗弁権がない旨の記載を義務づける（貸金業法第16条の2第1項、第17条第3項）。

ロ 極度方式基本契約（リボルビング契約）等についての契約書面の記載事項に係る規定を整備する（貸金業法第17条）。

ハ 利息制限法の上限金利以下の金利での貸付けについて、相手方の同意を条件に、マンスリーステートメント方式

による代替および書面交付の電子化を可能とする（貸金業法第17条第6項、第7項、第18条第3項、第4項関係）。なお、マンスリーステートメント方式とは、個々の貸付け・弁済時には簡素な交付書面とし、定期的（1ヵ月ごとなど）に貸付け・弁済に関する情報をまとめて記載した書面を交付する方式をいう。

8) 帳簿書類の閲覧

貸金業者は、債務者等から帳簿の閲覧または謄写を請求されたときは、債務者等の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、その請求を拒むことができないこととされた（貸金業法第19条の2）。

9) 公正証書に係る規制の強化

白紙委任状の取得の制限を規定した条文が、特定公正証書に係る制限となり、規制が強化されることになった（貸金業法第20条）。

- イ 貸金業を営む者は、利息制限法の利息の制限額を超える貸付けの契約について、公正証書の作成を公証人に囑託してはならない。
- ロ 貸金業を営む者は、公正証書の作成を公証人に囑託する委任状を取得してはならない。
- ハ 貸金業者は、公正証書の作成を公証人に囑託する場合には、あらかじめ、公正証書により直ちに強制執行に服することとなる旨等について、書面を交付して説明しなければならない。

10) 取立て規制の強化

取立てについては、「人の私生活もしくは業務の平穩を害するような言動」等についての要件を客観的なものとするとも

に、次のような具体的な禁止行為の類型を追加する等の改正が行われた（貸金業法第21条第1項）。

- イ 債務者等から弁済等の時期について申し出を受けている場合において、その申し出が社会通念に照らして相当であると認められないなどの正当な理由なく、夜間に加えて日中、電話、ファクシミリ送信、訪問による取立てを行うこと。
- ロ 債務者等から退去すべき意思を示されたにもかかわらず、居宅や勤務先等から退去しないこと。
- ハ 禁止行為のいずれかを行うことを告げること。

④貸金業協会

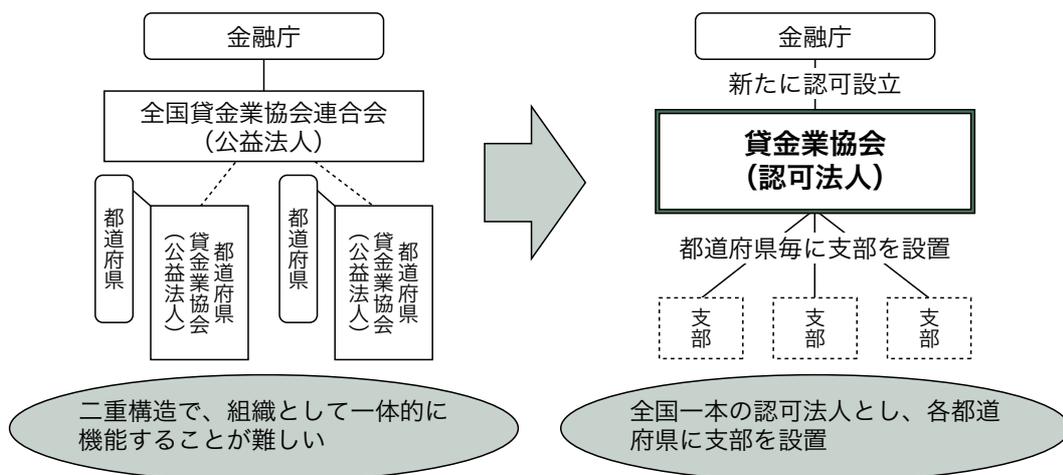
1) 設立の経緯

図表2-2のように、これまで「貸金業の規制等に関する法律」に基づいて設立された貸金業の業界団体としての「貸金業協会」は、各都道府県にあって、その連合体として「全国貸金業協会連合会」があった。貸金業法の改正により、全国貸金業協会連合会は2007年12月18日付で解散し、翌日、新制度の下での貸金業協会が、それまでの貸金業協会とは法人格を異にする新法人（貸金業者を協会員とし、各都道府県に支部を有する貸金業法に基づく法人）として、内閣総理大臣の認可を受けて設立された（貸金業法第26条第1項、第2項）。

2) 自主規制機能の強化

貸金業協会は、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することを目的とする（貸金業法第25条）。そのため、次に掲げる事項について、業務規程を定めることとし、業務規程は内閣総理大臣の認可を受けることとされた（貸金業

図表2-2 新しい貸金業協会の設立



金融庁 HP「貸金業法等の改正について」より

法第31条第10号、第32条第6号、第38条、第41条の4)。

- イ 過剰貸付けの防止に関する事項
- ロ 極度方式基本契約におけるミニマムペイメント（一定期間における最低の返済額その他の返済）に関する事項
- ハ 広告の内容、方法、頻度および審査に関する事項
- ニ 勧誘に関する事項
- ホ 債権の取立てに関する事項
- ヘ 協会員に対する監査に関する事項
- ト 資金需要者等（債務者等であった者を含む）からの苦情の解決に関する事項
- チ 資金需要者等に関する借入れおよび返済に関する相談または助言その他の支援（カウンセリング）に関する事項
- リ 貸金業に従事する者に対する研修に関する事項
- ヌ その他、協会の目的を達成するために必要な事項

3) 制裁

貸金業協会は、その定款において、協会

員が法令等に違反する行為をした場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止もしくは制限を命じ、または除名する旨を定めなければならない（貸金業法第25条～第41条の12関係）。

4) 監督

内閣総理大臣または都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者であって貸金業協会に加入していないものの貸金業の業務について、資金需要者等の利益の保護に欠けることのないよう、貸金業協会の定款、業務規程その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならないこと等とした（貸金業法第24条の6の11関係）。

⑤監督の強化

1) 業務改善命令の創設

貸金業者に対する機動的な監督を行う必要性にかんがみ、内閣総理大臣または都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対して、その必要の限

度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができることとされた（貸金業法第24条の6の3）。

2) 行政処分強化

貸金業の業務に関し法令または法令に基づく内閣総理大臣もしくは都道府県知事の処分に違反したときは、当該貸金業者に対して、登録を取り消し、または業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができることとし、当該行為をした役員解任を命ずることができることとされた（貸金業法第24条の6の4）。

3) 業務開始義務

内閣総理大臣または都道府県知事は、登録を受けた貸金業者が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができるとされた（貸金業法第24条の6の6）。

- イ 営業所・事務所の所在地などが確認できない場合、その事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申し出がないとき。
- ロ 正当な理由がないのに、登録を受けた日から6ヵ月以内に貸金業を開始しないとき、または引き続き6ヵ月以上貸金業を休止したとき。

4) 事業報告書の提出

全ての貸金業者に、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎年事業年度経過後3ヵ月以内に、その登録をした内閣総理大臣または都道府県知事への提出を義務づけることとされた（貸金業法第24条の6の9）。

3 3条改正（2009年6月までに施行予定）

①財産的基礎要件の引き上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施す

るため必要かつ適当な最低純資産の額を、これまでの「個人300万円、法人500万円」から、「2,000万円を下回らない政令で定める金額」とすることとなった（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）。

また、NPOバンク（地域社会の福祉・環境保全活動などを行うNPOや市民団体、個人などへの融資を目的とする小規模の非営利バンク）を念頭に、以下の要件が規定された（改正府令第2条）。

- イ 営利を目的としない法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。
- ロ 純資産額が500万円以上であること。
- ハ 特定非営利活動に係る事業（NPO法17分野）に対する貸付けまたは生活困窮者を支援するための貸付けを主目的とし、その旨を定款または寄附行為において定めていること。
- ニ 剰余金の分配を行わないこと等を定款または寄附行為において定めていること。
- ヘ 事業報告書等を備え置き、利害関係人から請求があった場合には閲覧させること。

②指定信用情報機関制度の創設

これまで、貸金業者は任意に個人信用情報機関に加盟し、借り手の返済能力を把握する際の参考にしている。ただ、未加盟業者も多く、残高等に関しては個人信用情報機関どうしの情報交流が行われていないこともあって、貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備が不十分であるとされた。

今回の改正では、内閣総理大臣による個人信用情報機関の指定制度が創設されると

ともに、指定の要件、役員の兼職の認可制、役職員の秘密保持義務その他の所要の規定を整備することとされる（貸金業法第41条の13及び14。役員の兼職の認可制については貸金業法第41条の15、役職員等の秘密保持義務については貸金業法第41条の16）。

指定信用情報機関の創設に当たっては、個人信用情報機関のうち、

- イ 個人の信用情報を適切に管理している
- ロ 借り手ごとの信用情報の名寄せを行っている
- ハ 加入貸金業者からの信用情報の提供が速やかに行われる

などの体制が整備されている機関を、指定信用情報機関に指定することによって、貸金業者による情報提供、信用情報の照会および指定信用情報機関間の情報交流を義務付け、貸金業者が借り手の返済能力を十分に把握できるようになることが期待される。

図表2-3 指定信用情報機関の創設



出典：金融庁 HP「貸金業法等の改正について」より

また、指定情報機関の業務、内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督、加入貸金業に関して、それぞれ以下のような規定がある。

指定信用情報機関の業務に関しては、

- イ 兼業の制限（承認制）（貸金業法第41条の18）
- ロ 業務規程の認可を受ける義務（貸金

業法第41条の20）

- ハ 加入貸金業者による信用情報の目的外利用防止のための監督義務（貸金業法第41条の23）

- ニ 他の指定信用情報機関への情報提供義務（貸金業法第41条の24）

等の規定が設けられることとなる（貸金業法第41条の17から第41条の26まで）。

内閣総理大臣による指定信用情報機関に対する監督に関しては、

- イ 報告徴収及び立入検査（貸金業法第41条の30）

- ロ 業務改善命令（貸金業法第41条の31）ならびに指定の取消し（貸金業法第41条の33）

等の規定が設けられることになる（貸金業法第41条の27から第41条の34まで）。

加入貸金業者に関しては、

- イ 加入貸金業者による加入指定信用情報機関への情報提供義務（貸金業法第41条の35）

- ロ 情報提供に係る資金需要者等の同意の取得義務（貸金業法第41条の36）

- ハ 提供を受けた信用情報の目的外使用等の禁止（貸金業法第41条の38）

等に関する規定が設けられることとなる（貸金業法第41条の35から第41条の38まで）。

③貸金業務取扱主任者資格試験制度の創設

これまでも「貸金業務取扱主任者」の制度があり、日本貸金業協会等の研修を受けて試験に合格した者を貸金業取扱主任者と呼んでいるが、これは国家資格ではない。改正後は、貸金業務取扱主任者資格試験制度が創設され、国家資格となる。

まず、3条改正では、

- ①内閣総理大臣は、貸金業務取扱主任者

資格試験を行う

②内閣総理大臣が試験実施機関を指定する制度を創設する

③資格試験に合格した者は、貸金業務取扱主任者の登録を申請し、内閣総理大臣が登録する

こととし、完全施行（4条施行）時には改正法に基づく貸金業務取扱主任者を必置化する制度がスタートする（貸金業法第24条の8～第24条の50関係）。

4 4条改正（2010年6月までに施行予定）

段階を追って施行される貸金業法は、4条改正の施行をもって完全施行となる。

①貸金業務取扱主任者の必置化

貸金業者に対し、営業所もしくは事務所ごとに、資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を設置することを義務づけるとともに、設置していないことを登録拒否要件とする（貸金業法第4条第1項第6号、第6条第1項第13号、第12条の3関係）。

なお、営業所等において貸金業に従事する者に対する貸金業務取扱主任者の数の割合は、50分の1以上とされている（改正府令第3条）。

②財産的基礎要件の引上げ

貸金業者が貸金業の業務を適正に実施するために必要かつ適当な最低純資産の額を、「5,000万円を下回らない政令で定める金額」とする（貸金業法第6条第1項第14号、第3項、第4項）。

③行為規制の強化等

1) 利息の制限額を超える契約の禁止等

貸金業者は、利息制限法を超える利息の契約を締結し、利息を受領し、またはその

支払いを要求してはならないこと等とする（貸金業法第12条の8関係）。

2) 書面交付義務の強化

貸金業者は、貸付けに係る契約を締結するまでに、当該契約の内容を説明する書面を当該契約の相手方となろうとする者に交付しなければならないこととする等、書面交付義務を強化する（貸金業法第16条の2関係）。

④過剰貸付けに係る規制の強化

1) 返済能力の調査義務

イ 貸金業者に対し、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の返済能力（資力または信用、借入れの状況、返済計画等）の調査を義務づけることとする。

ロ 貸金業者に対し、個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した調査を義務づけることとする。

ハ 貸金業者に対し、自らの貸付けの金額が50万円を超える貸付けに係る契約または自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が100万円を超える貸付けに係る契約を締結する場合には、源泉徴収票等の提出を受けることを義務づけることとする（貸金業法第13条関係）。

2) 過剰貸付けの禁止（総量規制の導入）

イ 貸金業者に対し、顧客等の返済能力を超える貸付けの契約の締結を禁止することとする。

ロ 貸金業者に対し、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超える貸付けを原則禁止する。

ハ 極度方式基本契約（リボルビング契約）を締結している場合には、極度方式貸付けの状況を勘案し、または定期的に、指定信用情報機関の信用情報を使用して返済能力を調査し、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超えると認められるときは、極度方式貸付けを抑制するために必要な措置を講じなければならないこととする（貸金業法第13条の2～第13条の4関係）。

⑤みなし弁済制度の廃止

貸金業者の行う金銭消費貸借契約に基づき債務者が利息制限法第1条第1項に規定する利息の制限額と出資法第5条第2項に規定する利息の制限額との間の金利（いわゆるグレーゾーン金利）を任意に支払い、貸金業者から契約書面等が交付されている場合には、当該支払いは有効な債務の弁済とみなすこととしている規定は廃止される

（貸金業法第43条関係）。

⑥第5条：利息制限法の一部改正（施行は第4条に同じ）

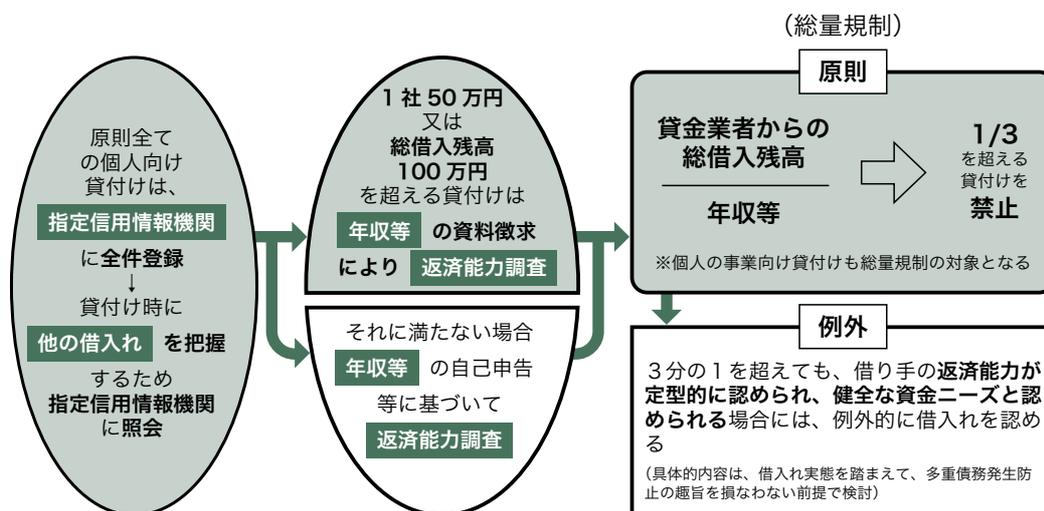
改正貸金業法の完全施行日に、改正利息制限法が施行される。改正後も利息制限法第1条第1項（元本の額が10万円未満の場合は年2割、10万円以上100万円未満の場合は年1割8分、100万円以上の場合は年1割5分とする利息の制限）の区分自体に実質的変更はないが、営業的金銭消費貸借（債権者が業として行う金銭を目的とする消費貸借）の特則として、以下のような条項が設けられる。

1) 元本額区分の適用の特例

利息の制限の規律について、債権者が業として行う金銭消費貸借が、同一の当事者間で複数ある場合における元本額区分の適用の特則を設けることとする（利息制限法第5条関係）。

イ 債務を既に負担している債務者が同

図表2-4 総量規制の導入



※住宅ローンは総量規制の対象外
 （指定信用情報機関における他の貸付けの登録情報をあわせて個別判断により、返済能力を超える過剰な貸付けを一般的に禁止）

出典：金融庁 HP 「貸金業法等の改正について」より

一の債権者から重ねて金銭消費貸借による貸付けを受けた場合における利息は、既に負担している債務の元本の額と当該貸付けを受けた元本の額との合計額によって決められる。

ロ 債務者が同一の債権者から同時に2件以上の貸付けを受けた場合の、それぞれの貸付けに係る利息は、その2件以上の貸付けを受けた元本の額の合計額によって決められる。

2) 営業的金銭消費貸借におけるみなし利息

債権者が業として行う金銭消費貸借におけるみなし利息の範囲について、特則を設け、みなし利息から除外される費用を以下のものに限定する等の措置を講ずることとする。

イ 契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの

- ・ 公租公課の支払いに充てられるもの
- ・ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの
- ・ 債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機など(ATM)の手数料(上限は政令に委任)

ロ カードの再発行手数料、その他債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの(利息制限法第6条関係)

3) 賠償額の予定の特則

債権者が業として行う金銭消費貸借における債務不履行による賠償額の予定の上限を年2割とし、その超過分については無効とする(利息制限法第7条関係)。

4) 保証料の制限等

債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証において、保証人が主たる債務者から受けるべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とするほか、根保証における保証料の特則を設けることとする(利息制限法第8条関係)。

⑦第7条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正(施行は第4条に同じ)

出資法における以下の条項は、貸金業法の完全施行日にあわせて改正される。

1) 金銭貸借等の媒介手数料の制限

イ 金銭の貸借の媒介手数料の制限に関し、貸借の期間が1年未満であるものについては、当該貸借の金額に、その期間の日数に応じ、年5%の割合を乗じて計算した金額を超える手数料の契約をし、またはこれを超える手数料を受領してはならないものとする(出資法第4条第1項関係)。

ロ 金銭の貸借の保証の媒介についても、金銭の貸借の媒介と同様の規制を設ける(出資法第4条第2項関係)。

2) 業として行う高金利違反の罪

業として行う高金利違反の罪となる金利を、年29.2%(うるう年については年29.28%)を超える金利から、年20%を超える金利に引き下げる(出資法第5条第2項)。

これらの改正を受けて、改正貸金業法完全施行後の貸付けの上限金利は図表2-5のようになる。

3) 金銭貸借の保証料の制限

債権者が業として行う金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする業として行う保証

において、保証人が主たる債務者から受けるべき保証料につき、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象とする。また、保証料がある場合における高金利の規制の特則を設ける（出資法第5条の2及び第5条の3関係）。

4) みなし利息

金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、次に掲げるものを除き、いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。

イ 契約の締結または債務の弁済の費用であって、次に掲げるもの

- ・ 公租公課の支払いに充てられるもの
- ・ 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続きの費用、その他公

の機関が行う手続きに関してその機関に支払うべきもの

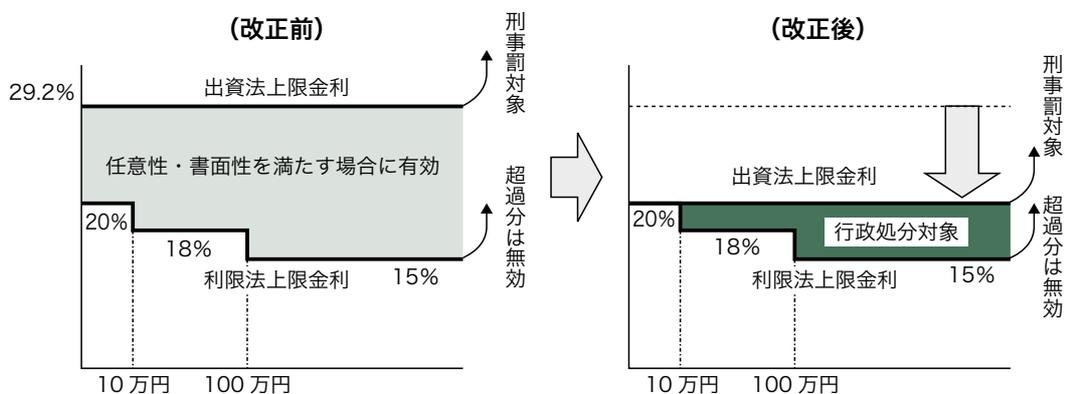
- ・ 債務者が金銭の受領または弁済のために利用する現金自動支払機など（ATM）の手数料

ロ 貸付けの相手方の要請により貸付けを行う者が行う事務の費用として政令で定めるもの（出資法第5条の4第4項関係）

⑧第8条：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正（施行は第4条に同じ）

日賦貸金業者及び電話担保金融についての特例を廃止することとする（出資法一部改正法附則第8項～第16項関係）。

図表2-5 貸金業法改正完全施行後の貸付けについての上限金利



出典：金融庁 HP「貸金業法等の改正について」より